

## 「原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律」について

石田 忠

一九九四年（平成六年）十二月九日「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が制定されました。被爆五十周年の節目に当たると本年七月一日から施行されます。

新法の名称そのものはそれ程耳新しいものではありません。十六年も前のことですが、『現行二法を一本化して、「原爆被爆者の援護に関する法律」、いわゆる「援護法」としてはどうか』といったことが国会で論議されました。原爆医療法にはその「根底」に「国家補償的配慮」があるという最高裁判決（一八七八年―昭和53年―三・三〇）が出た年でした。

この最高裁判決は「原爆被害に対する国家補償」の定義を明確にしたという点で重要なものでした。少し長くなりますが、ここに引用してみましよう。

『……原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも被爆者の多くが今なお生活上、一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれている……。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にある……。』

この判決にいうところの「自らの責任によりその救済をはかる」国とは、いうまでもなく「戦争遂行主体であった国」であって、憲法二十五条の社会保障責任を負う国ではありません。

最高裁は、原爆医療法を支える柱の一つが「戦争遂行主体であった国」の「責任」であることを見出したのです。「戦争遂行主体であった国」の責任とは、いうまでもなく、 $\wedge$ 国の戦争責任 $\vee$ ということですが、最高裁は、原爆被害に対する国家補償は、国の戦争責任を前提にするものであり、原爆医療法は国の戦争責任を認めたものと判断したのです。

最高裁の「判断」は、昭和三十年の「損害賠償請求訴訟」にはじまる一連の原爆裁判の諸判決の到達点です。資料「判例にみる国家補償の定義」をみてください。そして、原爆被害の特殊性が単に「放射線による健康障害」に限定されるものでなく、精神的にも社会生活の面でも、一般戦災に比べて、一層悲惨かつ不安定な状態にあることも含むことが指摘されていることに注意してください。

それでは、新法においてはどうか。

衆議院の厚生委員会（94・11・25）において井出厚生大臣は、『「国家補償に基づく」と明記してほしい』という要請に対して次のように答えました。

『「国家補償」という用語につきましては、どのような概念を指すものか、確定した定義がないことから、被爆者に対する給付を内容とするこの新法において、この表現を用いますと、国の戦争責任に基づく補償を意味するものと受け取られる可能性が強いこと、またその場合には、被爆者に対して国の戦争責任を認めるものであれば、一般戦災者との均衡上の問題が生じること等の理由を考慮した結果、今回の新法には、「国家補償」の語を盛り込むことは適当

でないと考えている次第であります。』

説明の主旨がどこにあるかは明らかです。国の戦争責任は認めない、被爆者とその原爆被爆について国の責任を問うことは認められないと言っているのです。

何故認められないのでしょうか、井出厚生大臣の説明を聞いてみましょう。（94・12・1衆議院厚生委員会）

『さきの戦争におきましては、すべての国民がその生命、身体、財産等について、多かれ少なかれ何らかの犠牲を余儀なくされた事実、これは大変重いものがあると認識しているところでございます。そしてまたこうした犠牲につきましては、基本的には国民一人一人の立場で受けとめていただくほかはないんじゃないか、こう考えるものであります。』

ここに、戦争犠牲は『基本的には国民一人一人の立場で受けとめていただく』とは、いうまでもなく、「すべての国民が受忍しなければならぬところである」（「基本懇」80・12・11）ということですが。

戦争犠牲は『基本的には』国民の「受忍」すべきものであるとすれば、国民は、原則として、自分のうけた戦争被害について「戦争遂行主体であった国」の「責任」——国

の戦争責任V—を問う立場には立てないのであり、また国は国民から戦争責任を問われるいわれはないということになります。

国民のうけた戦争被害について「責任」を負ういわれがないとすれば、その被害について国が「補償」しなければならぬ道理はないということになります。

したがって、『被爆者に対する給付を内容とするこの新法において』、それが「国家補償」として行われることになれば、『被爆者に対して(は)国の戦争責任を認める』ことになり、もしそうであれば『一般戦災者との均衡』を欠くことになるというわけです。

新法はこのような論理の上に成り立っています。むしろ、新法はこのような論理—国の論理—をうちたてたものということができます。約言すれば次のようになるでしょう。

「原爆被害に対する国家補償は認められない。国の戦争責任を認めることになるからである。戦争犠牲はあくまでもすべての国民が受忍しなければならぬことである。原爆被害もまた、そうである。」

かくて、新法はあくまでも『生存被爆者対策という現行制度の根幹を変更しないという前提』(94・12・1厚生委

員会、谷政府委員、保健医療局長)の下に策定されました。

『あくまでも生存被爆者対策という考え方』(同右)に立ったものであったからこそ、『原爆放射能という、ほかの戦争被害と異なる特殊な被害に関し、被爆者の実情に即応した施策を講ずるといふ国の姿勢』(井出厚生大臣、94・11・29)に変更はありませんでした。また新設の特別葬祭給付金も『生存被爆者対策の一環として支給する性格のものであって、弔慰金ではない』(同上)ものとなりました。

『今回の特別葬祭給付金というのは、生存者に着目をせず、に死没者のみに着目をして給付を行うという、いわゆる弔慰金的な性格のものではございません……』(94・12・1谷政府委員)

『自分自身も被爆者として、死没者の苦難をともに経験された遺族の方は、今なお二重の意味で特別な不安や精神的な苦悩を有していらっしゃる……こうした方に対し……国による特別の関心を表明し生存被爆者の精神的な苦悩を和らげようとするものでございます。』(94・11・25井出厚生大臣)

『支給対象を被爆者健康手帳を所持している生存被爆者

に限定……しました。そうじゃない方にまでやれないかというごもごございますが、そうなりますと、いろいろな難しい問題、例えば戦争責任の問題とか、一般戦災者との整合性の問題等がございました……。(94・11・29井出厚生大臣)

引用がなくなりましたが、以上によっても、前述の論理が新法に貫徹していることが明らかでしょう。

したがって、たとえば、特別葬祭給付金を、すべての遺族に給付するというごも、新法の論理が崩れないかぎりには不可能です。『すべての遺族に給付を行うごことは、実質的には弔慰金の支給』(同右)であり、それは国の戦争責任を認めることになるからです。

しかし新法の論理は、その構造からして、一点が破れるならば全体が崩れてしまいます。その一点とは、戦争犠牲は受忍すべきだというイデオロギーが原爆についても成り立つかどうかという点です。

原爆被爆は人間の到底「受忍」し得ないものであるごことが、事実によって証明されるごときは、国はその「受忍」を国民に強いるごことなどできるはずがありません。国家の倫

理性が問われるごことになるからです。

かくて、原爆被爆は国民の「受忍」すべきものとなし得ないかぎりには、「戦争遂行主体であった国」は、国民の原爆被爆について「責任」を負わないわけにはいかないでしょう。「原子爆弾による被爆は、戦争という全く個人の責任に帰することのできない国家の行為によって生じたもの」(福岡高裁75・7・17判決)であるごことは蔽とした事実であるからです。

それでは、原爆被爆は果して人間のよく「受忍」し得るところであるごでしょうか。新法の論理には事実の裏付けがあるごでしょうか。

「あの日」あつた死のかたち、苦しみのすがたは、これまで人間にあつたものごとは全く異なつたものごでした。それはもはや人人間の死、人人間の受苦と呼べるようなものごではありませんごでした。

「あの日」の死者の六五%、三分の二は、九歳以下の子供、六十歳以上の年寄り、そして女子(十〜五十九歳)ごでした。この人ごたち——本来的な非戦闘員——は自分の死をどううけとめたらよいごでしょうか。

原爆が現出した人ご地獄のなかで人ご々は、やがて、むご

いとも可哀想だとも、恐ろしいとも悲しいとも感じなくな  
ってしまいました。「あの日」の死のかたちや苦しみのす  
がたは、それに対する「感情や情緒の反応」を不可能にす  
るようなものであったのです。V・E・フランクはそれ  
を「内面的死」と呼んでいます。原爆がもたらした死と受  
苦のハむごさVには人間は耐えることができなかつたので  
す。

「あの日」のハむごさV、ハおそろしさV、ハ哀れさV  
がハ人間Vにとって極限のもの―人間の感受性の限界を超  
えるほどのもの―であったが故に、その体験は深く人々の  
心に刻みこまれました。ハ死との遭遇体験Vをもつ人が、  
その体験を忘れることができるでしょうか。

極限体験はハ心の傷Vとなって残ります。そうであれば  
こそ、「あの日」から五十年もたつて今日でさえ、「あの  
日」のことを思い出すと、被爆者は激しい情動に誘われる  
のです。「あの日」のハ恐怖Vやハ怒りVが「あの日」の  
ままに蘇って来るのです。被爆者にとっては「あの日」は、  
いつまでたつても、生々しい現実です。それは終生消える  
ことはないでしょう。

被爆者にはいま一つ忘れられないことがあります。「あ

の日」助けてくれという人を助けることができず、水をく  
れという人に水をやらないで逃げたという思い出です。そ  
してそのことに被爆者は今なお苦しんでいるのです。

このことを証言するのはつらいことであつたと思います。  
「被団協調査」ではその証言をしている人は全体の一九％  
です。もちろん「助けた」という人もあります。全体の四  
％です。

しかし、この証言があればこそ、私たちは「あの日」原  
爆が現出した「地獄」が、人間にとって何であつたかを知  
ることができたのです。それは人間にとって「限界―極限  
―状況」であつたのです。

原爆は救援、消火など、あらゆる都市機能を破壊しまし  
た。職場、近隣社会も消滅してしまいました。人間を相互  
に結びつける社会組織が一切壊されてしまった世界では、  
人間は自分の置かれている状況とたたかう力を大きくそが  
れてしまうのではないのでしょうか。

突然死に直面した人々は、あらゆる人間的感情を圧して  
全身を走り抜けるハ死の恐怖Vに圧倒されてしまいます。  
かくて、「あの日」人々はお互いに助け合うことができ  
ませんでした。「人間の条件」を守ることができませんで

した。

あの「地獄」の中では、人はついに人間的、道徳的でありつづけることができなかったのです。その責めは人間「V」の負うべきものではないでしょう。人々から道徳的行為の可能性を奪ったのは原爆です。

しかし、そのような体験をもった被爆者は終生消えることのない罪意識に苦しむことになりました。あの時、助けを求めた人、水を欲した人の目には、自分はどうか映ったであろうかを考えるとき――死者に己れを結びつけるとき――自分の人間としての限界に苦しまない人はいないのではないのでしょうか。

そのなかでは人はついに人間でありつづけることのできない状況というものがあります。原爆が現出した「地獄」とは正にそういう状況――極限状況――にほかならなかったのです。原爆の反人間性を語って余りないことです。それもしも国民は「受忍」しなければならぬのでしょうか。

原爆被爆とはどういうことであるかを、「あの日」の数刻に限って見て来ました。

原爆の人間被害は「心の傷」ばかりではありません。原爆症に象徴される「体の傷」、そしてこれに伴う「不安」と、

あげれば数限りないものがあります。「あれから」の惨苦の生を闘い続けて被爆者は生きて来ました。その間に多くの被爆者が「遅れた原爆死」をとげたのです。

すべての被爆者が「あの日」戦場に立っていたのです。それを思うとき、死者に対する責任を認めようとしなない新法の思想の恐ろしさを覚えないではいられません。死に対して責任をとらないのは、生に対して責任を負わないからです。非戦闘員であった市民にとっては殊更に非情なことではないのでしょうか。

被団協調査によれば、被爆者の三人に一人は「援護法制定の日まで生き抜くこと」を「生きるはりあい」にしています。重要なことは、その八一%のものが、援護法の制定は、「国の責任を明確に」するもの、または「ふたたび被爆者をつくらない証し」になるもの、あるいはこれら二つをとともに考えているということです。

これらの被爆者にとっては、援護法はすでに思想的意味をもっていません。それだけにこれらの被爆者の、新法に対する怒りと失望には深いものがあると考えなければならぬでしょう。

【資料】判例にみる国家補償の定義

1. 東京地裁 昭38・12・7判決

「戦争災害に対しては当然に結果責任に基く国家補償の問題が生ずるのである。……国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追いこんだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。」

2. 広島地裁 昭48・4・19判決（桑原裁判）

「被爆者に対し従来医療給付しか支給されていなかったものが特別措置法の施行により、特別手当と称して生活給付が支給されるようになり、制度上被爆者援護の幅が厚くなったことは評価すべきものであるが、右生活給付をうけられるものは原爆症として現に医療を要する被爆者に限定せられ医学の立場からの認定作業が前提とされる。」

引揚者に対する援護立法においてはすでに生活給付が法制度化されているが、人類史上初めて受難し身を以て戦争終結の機縁を作った被爆者に対して国が補償の責任を果たすことが、他の福祉制度との関連並びに現在の国の経済力からして困難なことであろうか。

被爆後二八年、被爆者が老齢化の途をたどり減少していることは明らかなことである。少くとも被爆者のうち生活度の低落を余儀なくされている人に対しては原爆症の認定という医学の介入をまつまでもなく特別手当としての生活給付が与えられることを行政の立場で配慮されることが望ましい。」

3. 福岡地裁 昭49・3・30判決（孫振斗裁判）

「たしかに、わが国の社会保障制度の一環としての医療保障制度を国民健康保険法などによる社会保険制度、生活保護法に基く医療扶助制度、結核予防法や精神衛生法など各種の法律や予算措置によって行われている公費医療制度の三種に大別するときは、原爆医療法は戦傷病者特別援護法などとともに右の公費医療制度の一つに含ましめること

もでき、その限りで、原爆医療法をいわゆる社会保障法であるということができないわけではないけれども、同法が日本人被爆者のみならず外国人被爆者に対しても適用されることを予定した法律、すなわち外国人被爆者に対しても権利主体としての法的地位を与えた法律と解されること前段判示のとおりであってみれば、同法はこの点においてすでに、他のいわゆる社会保障法とも類を異にする特異の立法といふべき側面を有するものといふことができる。……」

#### 4. 福岡高裁 昭50・7・17判決（孫裁判、控訴審）

「……原子爆弾による被爆は、戦争という全く個人の責任に帰することのできない国家の行為によって生じたものであり、しかも、その被爆者は、原爆特有の放射能、熱線、爆風等の傷害作用により、一般戦災者の場合と比較して、肉体的にも精神的にも社会生活の面でも、より一層悲惨かつ不安定の状態におかれた点に顕著な特異性があり、原爆二法は、かかる意味での戦争犠牲者の救済を目的としたものと考えられる一面があるので、これを純然たる社会保障法として性格づけてしまうことにはなお問題が残るものと

いなければならない。」

#### 5. 広島地裁 昭51・7・27判決（石田明裁判）

「被爆者は、自己の責任によらずして原子爆弾の投下による被害という人類史上初の不幸な体験を余儀なくされたものであり、被爆時の悲惨さはいうに及ばず、戦後三〇年間を生き抜いてきた中においても幾多の辛酸を嘗め、今日においても多くの被爆者が身体的、精神的に、また経済生活、社会生活の面において、なお悲惨かつ不安な境遇にあるであろうことは優に推測し得るところである。

わが国は、現行憲法のもとに政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意して、国際紛争の解決手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄し、平和主義の理念に徹したのであるが、これも原子爆弾による被爆者、多大の戦争犠牲者を招来した過去の忌まわしい戦争に対する真摯な反省からであってみれば、わが国にとって戦争犠牲者、とりわけ被爆者に対する援護措置は回避し得ない問題であり、被爆者の実態に即した対策をとるべきことはいうまでもない。」



6. 最高裁第一小法廷 昭53・3・30判決

(孫裁判、上告審)

「……原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費に  
より必要な医療の給付をすることを中心とするものであつ  
て、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の  
公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるというこ  
とができる。しかし被爆者のみを対象として特に右立法が  
された所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による  
健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであ  
ることと並んで、かかる障害が避けば戦争という国の行為  
によつてもたらされたものであり、しかも被爆者の多くが  
今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置か  
れているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法  
は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であ  
った国が自らの責任によりその救済をはかるという一面を  
も有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮  
が制度の根底にあることは、これを否定することができな  
いのである。例えば同法が被爆者の収入ないし資産状態の  
いかに問わず、常に全額公費負担と定めていることなど

は、単なる社会保障としては合理的に説明しがたいところ  
であり、右の国家補償的配慮が制度の根底にあることは、  
これを否定することができないのである。また……原爆医  
療法が……外国人に対しても同法を適用することとしてい  
るのは、被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえ  
に、その救済について内外人を区別すべきではないとした  
ものにほかならず、同法が国家補償の趣旨を併せもつもの  
と解することと矛盾するものではない。」

参 考

1. 「判例時報 昭53・7・1号、No八八六」三頁

社会保障法Ⅱ福祉行政の主体としての国が被爆者を救  
済するもの

国家補償法Ⅱ被爆という戦争被害を原因供与者として  
の国が補償するもの

2. 「福岡県知事の「上告理由」、抜粋」

i. 「立法者の意図」

「原爆医療法は……昭和三十一年二月二日、衆議院本会議において自由民主党及び日本社会党の共同提案に係る「原爆障害者の治療に関する決議」案が可決されたことに基き立案制定されるに至ったのであるが、右決議の趣旨は、原子爆弾被爆者の生存者に対する健康管理と医療につき適切な措置を講じ、治療に遺憾のないことを要請するにとどまるのであり、かかる措置が国家補償として行われるべきものであることまで要請しているわけではない。……

……立法者は同法を意図的に社会保障法として立法したものと考えられるのであり、……原爆医療法の提案理由（にも）、「その福祉に資することといたしたいと考え……」と述べている……。

このような立法者の意図は、原爆医療法を補完すべく制定された「原爆特別措置法」の立法過程においては更に明確に表明されており、立法者は、他の戦争災害との均衡上、意識的に国家補償法として立法することを避けたものと考えられる」

ii. 「原爆医療法は、原爆特別措置法とともに、保障の

対象者である被爆者の健康状態が戦争に起因しているという点において、他の例と異なっているが、原爆医療法は、被爆者の健康状態そのものに着目して保障の措置を講じようとするものであり、その健康状態が戦争に起因することに着目して保障の措置を講じようとしているのではない。……」

iii. 「原爆医療法等は、生存者に対する給付のみを規定し、その施行前において被爆に起因して死亡した者については何らの措置を講じていないが、このことは国家補償法的性格にはふさわしくないものであり、この点において他の戦争災害に関する国家補償法的立法例とは大きく異なっている。（戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、引揚者給付金等支給法、引揚者等に対する特別給付金の支給に関する法律）

……もし、原爆医療法、原爆特別措置法を国家補償法として立法するとすれば、既に死亡した被爆者についても補償の措置を講ずべきことになるであろうが、かかる措置を講ずるものとした場合には、他の戦争災

害による死亡者と区別して特に原子爆弾の被爆による死亡者についてのみ補償を与えることの合理的説明が不可能となるのである。

iv 「原爆特別措置法は……いわゆる所得制限の規定を置いている。このような所得制限の規定は、社会保障立法としては当然のことといえようが、国家補償法的性格とは相いれないものといふべきである。」